

令和5年度
(2023年度)

事業年報

通巻第52号

公益財団法人 静岡県予防医学協会
Shizuoka Health Service Association

はじめに

令和5年度版の事業年報を発刊するに当たりましてご挨拶申し上げます。

当協会は、「みんなの健康を守る」という理念のもと、長年にわたり予防医学事業として健診・検査、保健・栄養・運動指導、普及啓発活動を推進し、県民の公衆保健の向上に努めているところであります。

これはひとえに、静岡県、静岡県医師会をはじめ、地区医師会、市町、教育委員会、各事業所、その他各関係団体のご指導とご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、令和5年度を振り返りますと、令和2年から猛威を奮ってきました新型コロナウイルスのパンデミックは対策が功を奏して感染状況が落ち着き、令和5年5月から感染症法分類が2類から5類に変更になりました。これからは一般のインフルエンザと同等の扱いになったところです。しかし、令和5年夏には2類移行後も第9期の感染拡大があり、予断を許さない状況は続いております。

当協会におきましては、学校保健、地域・職域保健及び人間ドックを合わせた全体の受診者数は、令和4年度に比べてやや下回る結果になりました。そうした中でも、人間ドックの基本ドックの受診者数は増加し、令和5年度には14,128人となり、前年度を191人上回りました。また、利用者アンケートでは満足度は90.0%となりました。

施設設備の整備では、静岡事務所を令和6年2月に静岡市駿河区丸子新田の国道1号線沿いの交通至便の良い場所に新築移転しました。また、蓄電池設備を持つ胸部・胃部検診用のデジタルレントゲン車を導入するなど検査体制の充実を図り、一層地域の皆様の健康維持に貢献してまいります。

啓発事業では、新型コロナウイルス感染拡大のため4年間中止しておりました産業保健セミナーを令和5年12月に、令和6年3月には学校保健セミナーを開催したところです。

今後も、東西に長い静岡県において、東部・中部・西部にまたがる5か所の事業所を有する総合健診（検診）機関として、その特徴を活かしながら、県民の皆様にご満足いただけるように健（検）診体制の充実と精度の向上に努力をしてまいります。

今後も一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

公益財団法人 静岡県予防医学協会
理事長 田川 隆 介

■ 基本理念

みんなの健康を守る

■ 基本方針

1. 予防医学事業を積極的に推進し、地域医療に貢献します。
2. 安全安心で精度の高い医療サービスの提供を目指します。
3. 公益財団法人の自覚をもって、社会的な価値のある仕事を常に模索し、全職員が創意工夫を凝らして仕事に当たります。

幸せは健康から

「円満な家庭」これこそ人間生活の中で最高の幸せではないでしょうか。しかし、私達は、この幸福が家族一人一人の健康から成りたっていることを往々にして忘れがちです。

「病気になって始めて健康のありがたさを知る」というように、いったん病気になってしまうと、かつての元気な毎日の生活がいまさらながらうらやましく、健康のありがたさが痛感されます。

社会生活をいきいきと過ごすためにも年齢を問わず、積極的な健康づくりが必要です。そのためには定期的な健診を受けて、健康であることを確かめておくことが大切です。

病気によっては症状があらわれてくるまでに、相当な期間がかかるものがあります。

また、症状がはっきりあらわれてきたときには、病状が進んでしまつて、これを治すには長い期間と多額の経費がかかります。

しかし、これらは適切な検査をすることによって、早期にその兆候をとらえて発病を予防することができるのです。

幸せな家庭を、そしてみんなが楽しめる社会をつくりだすために、私達は、自らの手で健康づくりを行い、疾病予防と健康の保持増進のためにお役に立ちたいと願うものです。

受診者の権利・義務

公益財団法人静岡県予防医学協会では、健康診断の受診者の権利・義務について、以下のとおり定めております。

1. 良質な健康診断を受ける権利

受診者は、その社会的経済的地位・国籍・地域・人種・宗教・性別によって差別されることなく、平等・公平に、良質で適切な健康診断を受ける権利があります。

2. 自己決定の権利

受診者は、ご自身が受ける健康診断について納得された上で、検査を受けるか否かを決定できる権利があります。

ただし、所属団体や健康保険組合との契約を締結している場合は、所属団体や健康保険組合との契約内容が優先されます。

3. 情報に対する権利

受診者は、健康診断によって得られた検査データのすべてについて、その内容を知る権利があります。

4. プライバシー保護に対する権利

受診者は、ご自身の健康診断結果や問診情報、並びにあらゆる個人情報について、当会が定める「個人情報保護方針」に基づき保護される権利があります。

5. 情報提供の義務

受診者は、医師・健診スタッフに対し、ご自身の健康に関する情報を正確に知らせる義務があります。

6. 遵守の義務

受診者は、快適な健診・検査が受けられるよう、当会の規則ならびに健診スタッフの指示を遵守し、他の受診者に対して適切な健診環境が保てるよう、安全性や静寂性の配慮を行う義務があります。

令和5年4月1日

公益財団法人静岡県予防医学協会理事長

個人情報保護方針

公益財団法人静岡県予防医学協会（以下、「当会」という）は、高度情報化社会の到来と共に個人情報の利用が拡大しているという現実を重視し、個人の人格尊重の理念の下に個人情報の適正な取り扱い、保護及び管理に万全を期することを社会的責務と考え、個人情報に関するご本人様の基本的な権利利益を保護するために以下のとおり方針を定めます。

- (1) 当会は、利用目的の達成に必要な限度において、ご本人様の個人情報を取得しています。ご本人様の個人情報は**別紙**の利用目的に利用されます。
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲を超えてご本人様の個人情報を利用する場合は、法令の定めに従う場合を除き、あらかじめ、ご本人様に通知し、ご本人様の同意をいただきます。
- (3) 当会は、一部の検査業務等を外部の第三者に委託する場合があります。この際、信頼のおける委託先を選定するとともに、個人情報が適切に取り扱われるよう委託契約書を取り交わし、必要かつ適切な監督を行います。
- (4) 当会は、ご本人様の個人情報について、ご本人様から開示、訂正、利用停止、削除等のご依頼があった場合、法令の定めに従い遅滞なく応じます。（なお、情報公開には書類作成等で手数料をいただく場合があります。）
- (5) 当会で個人情報の取り扱いに従事するすべての者は、個人情報保護に関する法令、国が定める指針その他の規範並びに当会の内部規程を遵守します。
- (6) 当会は、個人情報の漏えい、滅失又はき損に対する予防並びに是正対策を講じ、個人情報の安全性、正確性の確保を図ります。
- (7) 当会は、個人情報を適正に取り扱うため、個人情報保護管理者を置き、従業員の教育、訓練を実施するとともに、当会の個人情報保護マネジメントシステムを従業員及び関係事業者等に周知させ、必要かつ適切な監督を行います。
- (8) 当会は、JISQ15001：2017に準拠した個人情報保護マネジメントシステムを策定し、実施し、維持します。また、個人情報保護マネジメントシステムは適宜見直し、継続的な改善を図ります。

制定年月日：平成17年 3月 9日
最終改訂年月日：令和6年 12月 1日
公益財団法人 静岡県予防医学協会
理事長 田川 隆介
代表者 加藤 吉隆

当会でのご本人様の個人情報の取り扱いに関する苦情及び相談は下記にご連絡ください。

〒426-0053
藤枝市善左衛門 2-11-5
公益財団法人 静岡県予防医学協会
総務課
TEL：054-636-6461
FAX：054-636-6462
E-mail：syobo-kojinsodan@shsa.net

別紙

ご本人様の個人情報の利用目的

1. ご本人様への健康管理サービスの提供に必要な利用

- (1) 健康管理サービス（健康診断、保健指導、診療及び精密検査）
- (2) 委託元から受託して行なう健康管理サービスにおける委託元や皆様への結果の報告
- (3) 他の医療機関からの照会への回答
- (4) 各種検体検査の実施及び結果等の報告
- (5) 健康管理サービス、その他保健事業にかかる料金の請求
- (6) 健康診断の予約、受付、診察、結果報告にかかわる業務
- (7) 健康診断の結果、精密検査や再検査が必要となった場合の受診勧奨及び追跡調査

2. 他の事業者等への情報提供

- (1) 当社がご本人様に提供する健康管理サービスのうち、
 - ア. 他の病院、診療所、助産所、介護サービス事業者及び産業保健スタッフ等との連携
 - イ. 他の医療機関等からの照会への回答
 - ウ. ご本人様の健康管理サービスにあたり、外部の医師等の意見及び助言を求める場合
 - エ. 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - オ. 健康診断委託元（市町村・事業所・健康保険組合・学校等）への結果報告
- (2) 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体・保険会社等への相談又は届出等
- (3) 関係法令等に基づく行政機関及び司法機関等への提出等
- (4) 外部審査機関への情報提供

3. 当社での利用

当社の管理運営業務

- (1) 利用にあたっては、仮名化 又は 匿名化します。
 - ア. 健康診断業務の維持・改善の基礎資料
 - イ. 当社の内部において行われる従業者教育
- (2) 利用にあたっては、匿名化します。
 - ウ. 学会・研究会等への発表

4. 認定個人情報保護団体について

※当社の健康診断結果及び業務サービスに関する問い合わせ先ではありません。

- ・認定個人情報保護団体の名称
一般財団法人日本情報経済社会推進協会
- ・苦情の解決の申出先
個人情報保護苦情相談室
- ・住所、電話番号
〒 106-0032 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル内
☎ 03-5860-7565 / 0120-700-779

目 次

はじめに		3. 人間ドック	
基本理念・基本方針		1) 人間ドック	91
個人情報保護方針		4. 母子保健	
		1) 先天性代謝異常症等検査	101
		2) 拡大新生児スクリーニング検査	105
第一章 事業概要		第三章 健康啓発、会議、人事等	
令和5年度事業概要	1	1. 健康啓発	107
検査・健(検)診件数の年次推移	5	2. 全国団体等への参加	107
		(会議、研修会、研究会等)	
第二章 検査・健(検)診事業		3. 行事・会議	108
1. 学校保健		4. 人事	108
1) 学校腎臓病検診・学校糖尿病検診	7	5. 総合健診センター	108
2) 学校心臓検診	15		
3) 学校貧血検査	36	第四章 研究業績	
4) 脊柱側彎症検診	46		
5) 学校寄生虫卵検	49	付 録 協 会 案 内	
6) 小児生活習慣病予防健診	52	1. (公財)静岡県予防医学協会の沿革	109
		2. (公財)静岡県予防医学協会役員名簿	112
2. 地域・職域保健		3. (公財)静岡県予防医学協会組織図	113
1) 一般健康診断及び生活習慣病健診	59	4. 協会の健(検)診・検査業務内容	114
2) 特殊健康診断	65	5. 協会案内図	115
3) ストレスチェック	67		
4) 喀痰細胞診による肺がん検診	69		
5) 婦人科細胞診による子宮頸がん検診	70		
6) 血液型検査	72		
7) 細菌検査	73		
8) 寄生虫卵検査	74		
9) 住民健診	75		
10) 特定健診・特定保健指導	85		
11) ワクチン接種	89		

ま え が き

- 令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までの当協会が実施した検査・健(検)診活動についてまとめたものである。
- 大分類を四章に分け、第一章事業概要、第二章検査・健(検)診事業、第三章健康啓発、会議、人事等、第四章研究業績とした。
- 第二章の検査・健(検)診事業は、学校保健、地域・職域保健、人間ドック、母子保健の四中分類に分けた。
- 学校保健の成績表は、原則として市町単位にまとめ掲載した。
- 職域保健の定期健康診断等は、労働基準監督署管内別とした。
- 表中の集計欄「東部、中部、西部」地区の範囲は、東部は富士市、富士宮市以東、中部は静岡市以西～川根本町、島田市、牧之原市以東、西部は掛川市、菊川市、御前崎市以西の市郡とした。
- 百分率(%)は、小数点以下第1位を求めたものは第2位を四捨五入し、第2位を求めたものは第3位を四捨五入した。